

－ 審査事務規程の第48次改正 －

3次元測定・画像取得装置の画像取得対象自動車、自動車排出ガス規制（ポスト新長期規制）の追加等に関する規定の追加

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、自動車排出ガス規制を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成21年2月6日から施行します。ただし、2-21の改正規定については平成21年4月1日から施行します。

本改正は、20年3月25日に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正が行われたこと、及び3次元測定・画像取得装置の画像取得自動車の追加等に伴うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 3次元測定・画像取得装置の画像取得対象自動車の関係
 - (1) 自動車検査場における掲示等及び審査時における指示等を追加
受検者等への注意喚起のため、3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項をコース内に掲示すること並びに画像の撮影及び諸元測定を行っている場合に、受検車両以外の写り込みを防止するため、受検車両の近傍に近寄らないよう指示することを明記した。(2-1、2-3)
 - (2) 3次元測定・画像取得装置の画像取得対象自動車の追加
画像取得の対象自動車に、大型特殊自動車を追加した。(2-21)
 - (3) 取得した画像を国へ提供することを規定
3次元測定・画像取得装置で取得した自動車の画像を、電磁的方法等により国へ提供することを規定した。(2-22)
2. 自動車排出ガス規制（ポスト新長期規制）の関係
 - (1) 新車の新規検査及び予備検査における排出ガス規制（平成21・22年規制）
軽油を燃料とする自動車及び天然ガスなどを燃料とする自動車について、窒素酸化物及び粒子状物質の規制値を改正した。
また、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式エンジンを有する自動車について、粒子状物質の規制値を規定した。
(4-50-1-2(1)①～⑥)

(2) 黒煙 4 モード規制の廃止

軽油を燃料とする自動車の排出ガスについて、黒煙 4 モードの規制を廃止した。(4-50-1-2(1)⑩)

(3) ディーゼル車の光吸収係数規制（平成 21・22 年規制）

軽油を燃料とする自動車の無負荷時に発生する排出ガスの光吸収係数の規制値を改正した。(4-50-1-1②、5-50-1②)

(4) 適用関係の整理表の改正及び従前規定の適用表の追加

排出ガス規制の改正により、適用関係の整理に係る一覧表の改正及び従前規定の適用表に適用時期を追加した。(4-50-4～11、13～24)

3. その他

審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧
2－1 自動車検査場における掲示等 (1) (略) (2) コース内における注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。 ①～③ (略) ④ 3 次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項 ア 停止位置案内線に沿って、コースの中央に直進姿勢で停止して下さい。 イ 画像の撮影及び諸元測定の際は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないで下さい。 (3)～(5) (略) 2－3 審査時における指示等 (1) 検査担当者は、審査時において、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。 検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。 ①～㉓ (略) ㉓ 3 次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。 (2) (略) 2－21 画像の取得及び保存 新規検査、予備検査及び構造等変更検査の審査において、次に掲げる自動車（型式指定自動車若しくは法第16条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）については、3 次元測定・画像取得装置を用いて、提示された自動車の画像の取得及び保存を行うものとする。 また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。 ① 貨物の運送の用に供する自動車 ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 1 1 人以上のもの ③ 特種用途自動車 ④ 大型特殊自動車 ⑤ ①から④までに定める自動車以外の自動車であって、審査上必要と認められるもの 2－22 画像の提供 2－21 で取得した自動車の画像は、電磁的方法等により国へ提供するものとする。 4－15 トラック・バスの制動装置 4－15－1～3 (略) 4－15－4 適用関係の整理 (1)～(5) (略) (6) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t 以下のもののうち次に掲げる自動車については、4－15－10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。 ①平成 21 年 11 月 9 日以前に型式指定を受けた自動車 ②平成 21 年 11 月 9 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車 ③平成 21 年 11 月 9 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (適用関係告示第 9 条第 13 項関係) 4－15－5～9 (略) 4－15－10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t 以下のもののうち平成 21 年 11 月 9 日以前に型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車については、4－15－2－3 (2) の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。 制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステム	2－1 自動車検査場における掲示等 (1) (略) (2) コース内における注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。 ①～③ (略) (3)～(5) (略) 2－3 審査時における指示等 (1) 検査担当者は、審査時において、受検車両（検査を受ける自動車をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者（検査を受検する者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。 検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。 ①～㉓ (略) (2) (略) 2－21 画像の取得及び保存 新規検査、予備検査及び構造等変更検査の審査において、次に掲げる自動車（型式指定自動車若しくは法第16条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）については、3 次元測定・画像取得装置を用いて、提示された自動車の画像の取得及び保存を行うものとする。 また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。 ① 貨物の運送の用に供する自動車 ② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 1 1 人以上のもの ③ 特種用途自動車 ④ ①から③までに定める自動車以外の自動車であって、審査上必要と認められるもの 4－15 トラック・バスの制動装置 4－15－1～3 (略) 4－15－4 適用関係の整理 (1)～(5) (略) 4－15－5～9 (略)

<u>の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、4－15－2－3 (3)④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。</u>													
4－50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4－50－1 性能要件 4－50－1－1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。4－50－1－1 ①及び4－50－1－2 (1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ① （略） [軽油、光吸収係数規制] ② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあっては、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下、4-50 及び 5-50 において単に「光吸収係数」という。）が 0.50m¹を超えないものであること。 ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度（以下、4-50 及び 5-50 において単に「黒煙汚染度」という。）が 25%を超えないときは、光吸収係数 0.50m¹を超えないものとみなす。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係、適用関係告示第 28 条第 119 項、適用関係告示第 28 条第 120 項）													
[軽油、黒煙汚染度規制] ③ 軽油を燃料とする定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規制値を超えないものであること。 ただし、別添 6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後だちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。 なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係）													
<table><tr><th>自動車の種別</th><th>規制値</th></tr><tr><td>ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度40%</td></tr><tr><td>イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度35%</td></tr><tr><td>ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度30%</td></tr><tr><td>エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度25%</td></tr></table>		自動車の種別	規制値	ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度40%	イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度35%	ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度30%	エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度25%		
自動車の種別	規制値												
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度40%												
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度35%												
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度30%												
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度25%												
4－50－1－2 書面等による審査 (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） [ガソリン・液化石油ガス、3.5 t 超] ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5 t を超えるものは、新規検査又は予													
4－50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4－50－1 性能要件 4－50－1－1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。4－50－1－1 ①及び4－50－1－2 (1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] ① （略） [軽油、光吸収係数規制] ② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、アからエまでのいずれかに該当するものは、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下、4-50 及び 5-50 において単に「光吸収係数」という。）が 0.80m¹を超えないものであること。 ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度（以下、4-50 及び 5-50 において単に「黒煙汚染度」という。）が 25%を超えないときは、光吸収係数が 0.80m¹を超えないものとみなす。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係） ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に法第 75 条第 1 項の指定又は法第 75 条の 2 第 1 項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定を受けた自動車 イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車 エ 排出ガス非認証車(黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%の自動車を除く。)であって、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの [軽油、黒煙汚染度規制] ③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）並びに定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規制値を超えないものであること。 ただし、別添 6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後だちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。 なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係）													
<table><tr><th>自動車の種別</th><th>規制値</th></tr><tr><td>ア 普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）</td><td>黒煙汚染度25%</td></tr><tr><td>イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度40%</td></tr><tr><td>ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度35%</td></tr><tr><td>エ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度30%</td></tr><tr><td>オ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車</td><td>黒煙汚染度25%</td></tr></table>		自動車の種別	規制値	ア 普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）	黒煙汚染度25%	イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度40%	ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度35%	エ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度30%	オ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度25%
自動車の種別	規制値												
ア 普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）	黒煙汚染度25%												
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度40%												
ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度35%												
エ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度30%												
オ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度25%												
4－50－1－2 書面等による審査 (1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係） [ガソリン・液化石油ガス、3.5 t 超] ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5 t を超えるものは、新規検査又は予													

備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第2号関係、細目告示第119条第1項第1号関係）

[ガソリン・液化石油ガス、3.5 t 以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	<u>0.007</u>
イ 車両総重量が1.7 t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	<u>0.007</u>
ウ 車両総重量が3.5 t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	<u>0.009</u>
エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08	<u>0.007</u>

[軽油、3.5 t 超]

③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5 t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第6号関係、細目告示第119条第1項第3号関係）

[軽油、3.5 t 以下]

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.84	0.032	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>
イ 車両総重量が1.7 t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>

備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9を超えないものでなければならないこと。（細目告示第41条第1項第2号関係、細目告示第119条第1項第1号関係）

[ガソリン・液化石油ガス、3.5 t 以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08
イ 車両総重量が1.7 t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08
ウ 車両総重量が3.5 t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10
エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08

[軽油、3.5 t 超]

③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5 t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については2.7、粒子状物質については0.036を超えないものでなければならないこと。（細目告示第41条第1項第6号関係、細目告示第119条第1項第3号関係）

[軽油、3.5 t 以下]

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>車両重量が1,265kg以下のもの</u>	0.84	0.032	<u>0.19</u>	<u>0.017</u>
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	<u>0.20</u>	<u>0.019</u>

ウ 車両総重量が3.5 t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	<u>0.20</u>	<u>0.009</u>
--	------	-------	-------------	--------------

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5 t超]

⑤ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5 tを超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第10号関係、細目告示第119条第1項第5号関係）

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5 t以下]

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第12号関係、細目告示第119条第1項第6号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>
イ 車両総重量が1.7 t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>
ウ 車両総重量が3.5 t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	<u>0.20</u>	<u>0.009</u>
エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>

[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]

⑦～⑨ （略）

[軽油、黒煙モード規制]

ウ 車両総重量が1.7 t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	<u>0.19</u>	<u>0.017</u>
エ 車両総重量が3.5 t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アからウまでに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	<u>0.33</u>	<u>0.020</u>

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5 t超]

⑤ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5 tを超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については2.7、粒子状物質については0.036を超えないものでなければならないこと。（細目告示第41条第1項第10号関係、細目告示第119条第1項第5号関係）

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5 t以下]

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1 km当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第12号関係、細目告示第119条第1項第6号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、車両重量が1,265kg以下のもの	1.92	0.08	<u>0.19</u>	<u>0.017</u>
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	<u>0.20</u>	<u>0.019</u>
ウ 車両総重量が1.7 t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	<u>0.19</u>	<u>0.017</u>
エ 車両総重量が3.5 t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アからウまでに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	<u>0.33</u>	<u>0.020</u>
オ 軽自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	<u>0.20</u>	<u>0.019</u>

[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]

⑦～⑨ （略）

[軽油、黒煙モード規制]

を含む。）を除く。]	自動車	車両総重量が 1.7 t を超え 3.5 t 以下のもの	平成 22 年 8 月 31 日	4－50－22 (従前規定の適用㊟)
		車両総重量が 3.5 t を超え 12 t 以下のもの	平成 23 年 8 月 31 日	4－50－23 (従前規定の適用㊟)
		車両総重量が 12 t を超えるもの	平成 22 年 8 月 31 日	4－50－23 (従前規定の適用㊟)
	軽自動車		平成 22 年 8 月 31 日	4－50－24 (従前規定の適用㊟)
				4－50－25 (従前規定の適用㊟)
				4－50－26 (従前規定の適用㊟)
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えたもの		平成 20 年 8 月 31 日	4－50－27 (従前規定の適用㊟)
	定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの		平成 20 年 8 月 31 日	4－50－28 (従前規定の適用㊟)
	定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたもの		平成 20 年 8 月 31 日	4－50－29 (従前規定の適用㊟)
	定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの		平成 21 年 8 月 31 日	4－50－29 (従前規定の適用㊟)
	定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの		平成 22 年 8 月 31 日	4－50－30 (従前規定の適用㊟)
ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）	軽自動車		平成 20 年 8 月 31 日	4－50－31 (従前規定の適用㊟)
	小型自動車		平成 20 年 8 月 31 日	4－50－31 (従前規定の適用㊟)

4－50－5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4－50－1－1 ①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2 (1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4－50－1－2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が10人以下である乗用自動車（2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区 分					4－50－1－2 (1)② ^ア 関係					4－50－1－1 ① 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (H/分)	モード規制値					アイドリング規制値			
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非燃器 (輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係 告示根拠	CO %	HC ppm	備考
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊
昭50	A	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.60 11.0	同上		6項	同上	1200	同上
51	B	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.84 8.00	同上	慣性重量 1 t 以下	9項	同上	同上	同上
51	C	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.20 9.00	同上	慣性重量 1 t 超		同上	同上	同上
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭56.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	同上		29項	同上	同上	同上
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	同上	※	29項	同上	同上	同上
10	G ^ア HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	同上	※	57項	1.0 2.0	300 500	軽自動車
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上		74項	同上	同上	同上
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50				同上	同上	同上

軽油を燃料とする大型特殊自動車	軽自動車	車両総重量が 3.5 t を超えるもの	平成 19 年 8 月 31 日	4－50－23 (従前規定の適用㊟)
			平成 25 年 2 月 28 日	4－50－24 (従前規定の適用㊟)
		定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えたもの	平成 20 年 8 月 31 日	4－50－25 (従前規定の適用㊟)
		定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えたもの	平成 21 年 8 月 31 日	4－50－26 (従前規定の適用㊟)
		定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えたもの	平成 22 年 8 月 31 日	4－50－27 (従前規定の適用㊟)
ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）	軽自動車	定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えたもの	平成 20 年 8 月 31 日	4－50－28 (従前規定の適用㊟)
		定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたもの	平成 20 年 8 月 31 日	4－50－29 (従前規定の適用㊟)
			平成 19 年 8 月 31 日	4－50－30 (従前規定の適用㊟)
ガソリンを燃料とする二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）	小型自動車		平成 20 年 8 月 31 日	4－50－31 (従前規定の適用㊟)
				4－50－31 (従前規定の適用㊟)

4－50－5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4－50－1－1 ①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2 (1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が10人以下である乗用自動車（2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区 分					4－50－1－2 (1)② ^ア 関係					4－50－1－1 ① 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (H/分)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非燃器 (輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考	適用関係 告示根拠
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300	特殊	53項
昭50	A	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.60 11.0		6項	同上	1200		同上
51	B	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.84 8.00	慣性重量 1 t 以下	9項	同上	同上		同上
51	C	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.20 9.00	慣性重量 1 t 超		同上	同上		同上
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭56.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		29項	同上	同上		同上
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	※	29項	同上	同上		同上
10	G ^ア HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	※	57項	1.0 2.0	300 500	軽自動車	—
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17		74項	同上	同上		—
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50			同上	同上		

17	AA ABA CA CA DA DA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	O 10・15モード B ×0.88+11 D モード×0.12 車 (g/km) O 10・15モード B ×0.75+ D J08Cモード II ×0.25 車 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	HCについて はNMHCと する。	103項	同上	同上	同上	—
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード× J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項	同上	同上	同上	
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード× J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項	同上	同上	同上	
21	LAA LBA MAA MEA RAA RBA	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	二	同上	同上	同上	二

- 注 1 「慣性重量」とは、等価慣性重量をいう。
- 2 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 4 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 5 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。
- 6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4－50－6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であつて、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4－50－1－2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区 分					4－50－1－2(1)②ア関係						4－50－1－1①ア関係				
規制年	識別記号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示対象	アイドリング規制値			適用関係 告示対象
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭50.3.31以前	昭51.3.31以前	昭52.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	7800		53項
昭50	A	昭50.4.1	昭51.4.1	なし	10 (g/km)	2.70	5.60	0.50	同上		5項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	33.0	6.00							
50	A	昭52.10.1	昭 52.10.1	昭 52.10.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.50	同上		9項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00							
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭55.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上		29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00							
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	※	29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00							
10	G ² HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	※	57項	同上	同上		—
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00							

17	AA ABA CA CA DA DA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	O 10・15モード B ×0.88+11 D ×0.12 車 (g/km) O 10・15モード B ×0.75+ D J08Cモード II ×0.25 車 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	HCについて はNMHCとす る。	103項	同上	同上	同上	—
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード× 0.75+J08Cモー ド×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項	同上	同上	同上	
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード× 0.75+J08Cモー ド×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—	同上	同上	同上	

- 注 1 「慣性重量」とは、等価慣性重量をいう。
- 2 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 4 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 5 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。
- 6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4－50－6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であつて、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区 分					4－50－1－2(1)②ア関係					4－50－1－1①ア関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示対象	アイドリング規制値			適用関係 告示対象
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC p p m	備考	
なし	なし	昭50.3.31以前	昭51.3.31以前	昭52.9.30以前	なし	なし	なし	なし		なし	4.5	7800		53項
昭50	A	昭50.4.1	昭51.4.1	なし	10 (g/km)	2.70	5.60	0.50		5項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	33.0	6.00						
50	A	昭52.10.1	昭 52.10.1	昭 52.10.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.50		9項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭55.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.48		29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	※	29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
10	G ² HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	※	57項	同上	同上		—
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						

12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	74項	同上	同上	—	
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	AAA ABA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	O 10・15 モード× B 0.88+11 D モード×0.12 車 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	HCについて ではMMC とする。	103項	同上	同上	—
					O 10・15モード× B 0.75+ D JC08Cモード× II 0.25 車 (g/km)									
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75 +JC08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項			
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75 +JC08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項			
21	LAA LBA MAA MBA RAA RBA	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	二	同上	同上	—

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 ※印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。

4－50－7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1 ①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4－50－1－2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4－50－1－2(1)②イ関係					4－50－1－1 ① 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排 出ガス削減装置 (輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300	特殊	53項
昭50	H	昭50.4.1	昭 50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	2.30 20.0	同上		10項	同上	1200	同上
54	J	昭54.4.1	昭 54.12.1	昭55.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	1.40 10.0	同上		13項	同上	同上	同上
56	L	昭56.1.1	昭 56.12.1	昭58.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.84 8.00	同上		21項	同上	同上	同上
63	R	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上		29項	同上	同上	同上

12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	74項	同上	同上		—	
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	AAA ABA CAA CBA DAA DBA	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OB D 車	10・15モード ×0.88+11 モード× 0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	HCについて はMMCとす る。	103項	同上	同上	—
					OB D II 車	0・15モード× 0.75+JC08Cモ ード×0.25 (g/km)								
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード× 0.75+JC08Cモ ード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	109項				
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード× 0.75+JC08Cモ ード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	—				

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 ※印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。

4－50－7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1 ①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4－50－1－2(1)②イ関係					4－50－1－1 ① 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排 出ガス削減装置 (輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300	特殊	53項
昭50	H	昭50.4.1	昭 50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	2.30 20.0		10項	同上	1200		同上
54	J	昭54.4.1	昭 54.12.1	昭55.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	1.40 10.0		13項	同上	同上		同上
56	L	昭56.1.1	昭 56.12.1	昭58.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.84 8.00		21項	同上	同上		同上
63	R	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00		29項	同上	同上		同上

					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00							
平3	R	平3 11.1	平3 11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	※	29項 57項	同上	同上		同上
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	11 (g/test)	85.0	9.50	6.00	同上	※	57項	1.0	300		—
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上		74項	同上	同上		—
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50							
17	AE AE CE CE DE DE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード× B 0.88+11 Dモード×0.12 車 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	HCについては はMMCとする。	103項	同上	同上		—
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード× B 0.75+J08C Dモード×0.25 車 (g/km)				同上	同上	109項				
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード× +J08Cモード× 0.25(g/km)				同上	同上	124項				
21	LE LE ME ME RE RE	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	二	同上	同上		二

- 注1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。
- 5 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4－50－8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4－50－1－2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型室素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)②関係					4-50-1-1①関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					アイドリング規制値			
		新 型 生 産 車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	CO %	HC ppm	備考	適用関係 告示根拠

平3	R	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	※	29項	同上	同上		同上
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00		57項				
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	※	57項	1.0	300		—
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17		74項	同上	同上		—
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	AE AE CAE CE DE DEE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	O 10・15モード× B 0.88+11モード× D 0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	HCによるのはMMCとする。	103項	同上	同上		—
					O 10・15モード× B 0.75+J08Cモード× D 0.25 (g/km)									
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード× J08Hモード× D 0.75+J08Cモード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	109項				
					平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード× D 0.75+J08Cモード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	—	

- 注1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。
- 5 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4－50－8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)②関係					4-50-1-1①関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生 産 車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考		CO %	HC ppm	備考	

	なし	なし	昭50.3.31 以前	昭50.11.30 以前	昭51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300		53 項
	昭50	H	昭50.4.1	昭 50. 12. 1	昭51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	2.30 20.0	同上		10項	同上	1200	同上
	54	J	昭54.1.1	昭 54. 12. 1	昭56.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	1.60 11.0	同上		14項	同上	同上	同上
	56	L	昭56.12.1	昭 57. 11. 1	昭59.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	1.26 9.50	同上		23項	同上	同上	同上
	平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.98 8.50	同上		29項	同上	同上	同上
	3	T	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.98 8.50	同上	※	29項 41項	同上	同上	同上
	6	GA	平6.12.1	平7.11.1	平8.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.63 6.60	同上		51項	同上	同上	同上
	10	GC	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	8.42 104.0	0.39 9.50	0.63 6.60	同上		59項	1.0	300	—
	13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	3.36 38.5	0.17 4.42	0.25 2.78	同上		74項	同上	同上	—
	17	AF AF CF CF DF DF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード OB×0.88+11 D車モード×0.12 (g/km) 10・15モード OB×0.75+ DII J08Cモード 車×0.25 (g/km) 10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km) J08Hモード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)	4.08 同上	0.08 同上	0.10 同上	同上 HCにつ いては NHCと する。	103項	同上	同上	同上	—
	21	LA LF MF MF RF RF	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	二	同上	同上	二

- 注 1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車を用いる。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2 サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。
- 5 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車

	なし	なし	昭50.3.31 以前	昭50.11.30 以前	昭51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300		53 項
	昭50	H	昭50.4.1	昭 50. 12. 1	昭51.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	2.30 20.0			10項	同上	1200	同上
	54	J	昭54.1.1	昭 54. 12. 1	昭56.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	1.60 11.0			14項	同上	同上	同上
	56	L	昭56.12.1	昭 57. 11. 1	昭59.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	1.26 9.50			23項	同上	同上	同上
	平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.98 8.50			29項	同上	同上	同上
	3	T	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.98 8.50	※		29項 41項	同上	同上	同上
	6	GA	平6.12.1	平7.11.1	平8.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130.0	2.70 17.0	0.63 6.60			51項	同上	同上	同上
	10	GC	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	8.42 104.0	0.39 9.50	0.63 6.60			59項	1.0	300	—
	13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km) 11 (g/test)	3.36 38.5	0.17 4.42	0.25 2.78			74項	同上	同上	—
	17	AF AF CF CF DF DF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード OB×0.88+11 D車モード×0.12 (g/km) 10・15モード OB×0.75+ DII J08Cモード 車×0.25 (g/km) 10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km) J08Hモード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)	4.08 同上	0.08 同上	0.10 同上	HCにつ いては NHCと する。	103項	同上	同上	同上	—
			平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード× 0.75+J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項			
			平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード× 0.75+J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二			

- 注 1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車を用いる。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2 サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。
- 5 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車

定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区 分						4-50-1-2(1)②の関係							4-50-1-1① 関係				
規 範 年	識 別 記 号	適 用 時 期				測 定 モード (単位)	モータ規制値					適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠	
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認定除く)	排出ガス非 認定車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO %	HC ppm	備考		
なし	なし	昭33.12.31 以前	昭54.11.30 以前	昭53.3.31 以前		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300	特殊	53項	
					平15.8.31 以前	同上	同上	同上	同上	同上	1項 表 10号	【注4】	【注4】				
昭54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭53.4.1		6 CO(%) HC・NOx (ppm)	1.6 1.1	520 440	1390 1390	同上	ガソ LPG	16項	同上	1200		同上	
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	990 990	同上	ガソ LPG	24項	同上	同上		同上	
平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	880 880	同上	ガソ LPG	32項	同上	同上		同上	
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1		13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	同上	ガソ LPG	42項	同上	同上		同上	
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1		同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	同上	ガソ LPG	52項	同上	同上		同上	
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	68.0	2.29	5.90	同上		60項	1.0	300		—	
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1		10・15 (g/km)	3.36	0.17	0.25	同上		74項	同上	同上		—	
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78									
	なし				平15.9.1	同上	同上	同上	同上	同上		同上	【注4】	【注4】		—	
17	AF AFB CF CFB DF DFB	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		O B D 車 10・15モード× 0.88+11 モード×0.12 (g/km) O B D II 車 10・15モード× 0.75+108C モード×0.25 (g/km)	4.08	0.08	0.10	同上	HCにつ いてはMMC とする。	103項	1.0	300		—	
	なし				平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】		—	
	AF AFB CF CFB DF DFB	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1		10・15モード× 0.75+108C モード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項	1.0	300		—	
	なし				平22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】		—	
	AF AFB CF CFB DF DFB	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1		108Hモード× 0.75+108C モード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項	1.0	300		—	
	なし				平25.3.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】		—	

定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区 分						4-50-1-2(1)②関係						4-50-1-1①関係					
規 範 年	識 別 記 号	適 用 時 期				測 定 モード (単位)	モータ規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠		
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認定を除く)	排出ガス非 認定車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC p p m	備考			
なし	なし	昭53.12.31 以前	昭54.11.30 以前	昭53.3.31 以前		なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200		53項		
					平15.8.1 以前	同上	同上	同上	同上		1項表 10号	【注4】	【注4】				
昭54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭53.4.1		6 CO (%) HC・NOx (ppm)	1.6 1.1	520 440	1390 1390	ガソリン LPG		16項	同上	1200		同上	
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	990 990	ガソリン LPG		24項	同上	同上		同上	
平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	850 850	ガソリン LPG		32項	同上	同上		同上	
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1		13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	ガソリン LPG		42項	同上	同上		同上	
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1		同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	ガソリン LPG		52項	同上	同上		同上	
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	68.0	2.29	5.90			60項	1.0	300		—	
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1		10・15 (g/km)	3.36	0.17	0.25			74項	同上	同上		—	
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78									
		なし				平15.9.1	同上	同上	同上	同上			同上	【注4】	【注4】		—
17	AF AFB CF CFB DF DFB	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		10・15モード 0.88+11モ ード×0.12 (g/km) O B D II 車 10・15モード× 0.75+108C モード×0.25 (g/km)	4.08	0.08	0.10	HCにのみ てはMMCとす る。		103項	1.0	300		—	
	なし				平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】		—	
	AF AFB CF CFB DF DFB	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1		10・15 モード× 0.75+108C モー ード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項	1.0	300		—	
	なし				平22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】		—	
	AF AFB CF CFB DF DFB	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1		108Hモード× 0.75+108C モー ード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—	1.0	300		—	
	なし				平25.3.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—	【注4】	【注4】		—	

21	LAF LBF WAF WBF RAF RBF	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	—	同上	同上	—
	なし													

- 注1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

4-50-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであるばよい。

ただし、4-50-1-2(1)①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)①関係						4-50-1-1①関係					
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	アイドリング規制値			
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除く。)	排出ガス非認 証車を除く。		CO	HC	NOx	PM	備 考		CO %	HC p p m	備 考	
なし	なし	昭 53.12.31 以前	昭54.11.30 以前	昭56.3.31 以前		なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300		53 項 特殊	
					平18.9.30 以前	同上	同上	同上	同上	同上	1項表 10号	【注4】	【注4】			
昭54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭56.4.1		CO(%) HC・NOx (ppm)	1.6 1.1	520 440	1300 1300	同上 同上	ガソリン LPG	16項	同上	1200		同上
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	990 990	同上 同上	ガソリン LPG	24項	同上	同上		同上
平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	890 890	同上 同上	ガソリン LPG	32項	同上	同上		同上
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1		13 (g/kWh)	130.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	同上 同上	ガソリン LPG	42項	同上	同上		同上
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1		同上	130.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	同上 同上	ガソリン LPG	52項	同上	同上		同上
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	68.0	2.29	5.90	同上		60項	1.0	300		—
13	GL HR TD XD LD YD UD ZD	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1		同上	26.0	0.99	2.03	同上		75項	同上	同上		—
	なし				平18.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	75項84項表 1号	【注4】	【注4】		—

- 注1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

4-50-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであるばよい。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分						4-50-1-2(1)①関係					4-50-1-1①関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値				適用関係 告示根拠	アイドリング規制値			適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認定車を除く。)	排出ガス非 認定車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC p p m	備考	
なし	なし	昭53.12.31以前	昭54.11.30以前	昭56.3.31以前		なし	なし	なし	なし		なし	4.5	1200 3300		53 項 特殊
					平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上		1項表 10号	【注4】	【注4】		
昭54	J	昭54.1.1	昭 54.12.1	昭56.4.1		CO(%) HC・NOx (ppm)	1.6	520	1300	ガソリン	16項	同上	1200		同上
57	M	昭57.1.1	昭 57.12.1	昭59.4.1		同上	1.1	440	1300	1PG	24項	同上	同上	同上	同上
							1.6	520	990	ガソリン					
平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	1.1	440	880	1PG	32項	同上	同上	同上	同上
							1.6	520	880	ガソリン					
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1		同上	13 (g/kWh)	130.0	7.90	7.20	ガソリン	42項	同上	同上	同上
							105.0	6.80	7.20	1PG					
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1		同上	130.0	7.90	5.90	ガソリン	52項	同上	同上	同上	同上
							105.0	6.80	5.90	1PG					
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	68.0	2.29	5.90		60項	1.0	300		—
13	GL HR TD XD LD YD UD ZD	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1		同上	26.0	0.99	2.03		75項	同上	同上		—
	なし				平18.10.1	同上	同上	同上	同上	【注5】	75項 84項表 1号	【注4】	【注4】		—

17	AVG AEG CAG CAG DAG DEG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		JB05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	同上	HCに ついては NM HCとする	122項	1.0	300	—
	なし					同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	84項 表 1号	【注4】	【注4】	—
21	LAG LEG MAG MEG RAG REG	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1		同上	同上	同上	同上	0.013	HCに ついては NM HCとする	二	1.0	300	二
	なし					平22.9.1	同上	同上	同上	同上	【注5】	二	【注4】	【注4】	二

- 注 1 「特殊」とは特殊な構造のエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車という。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。
- 5 モード規制値欄中備考欄の【注5】については、4－50－1－2 (2) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4－50－11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2 (1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4－50－1－2 (1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型素素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区 分					4-50-1-2(1)②+関係						4-50-1-1①関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示対象	アイドリング規制値			適用関係 告示対象
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	昭50.3.31 以前	昭50.11.30 以前	昭51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300 7800	特殊 2サイクル	53項	
昭50	H	昭50.4.1	昭 50. 12. 1	昭51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上	10項	同上	1200 7800	2サイクル	同上	
					11 (g/test)	130	17.0	20.0							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭55.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	同上	15項	同上	同上	同上	同上	
					11 (g/test)	130	17.0	11.0							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭58.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.25	同上	26項	同上	同上	同上	同上	
					11 (g/test)	130	17.0	9.50							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
平2	V	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上	29項	同上	同上	同上	同上	
					11 (g/test)	130	17.0	7.50							
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00							
3	V	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.74	※	29項	同上	同上	同上	同上	
					11 (g/test)	130	17.0	7.50							

17	AVG AEG CAG CAG DAG DEG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		JB05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	同上	HCに ついては NM HCとする				—
	なし					同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	84項 表 1号	【注4】	【注4】	—

- 注 1 「特殊」とは特殊な構造のエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車という。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 2サイクルの原動機を有する自動車に係るアイドリング時のCOの規制値は4.5%、HCの規制値は7800ppmである。
- 4 排出ガス非認証車のアイドリング規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。
- 5 モード規制値欄中備考欄の【注5】については、4－50－1－2 (2) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4－50－11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2 (1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区 分					4－50－1－2 (1)②+関係						4－50－1－1①関係					
規制年	識別記号	適 用 時 期			測 定 モード (H/台)	モード規制値					アイドリング規制値			適用関係		
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考	適用関係	CO %	HC ppm	備考	適用関係	告示規値	
なし	なし	昭50.3.31 以前	昭50.11.30 以前	昭51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	4.5	1200 3300 7800	特殊 2サイクル	53項		
昭50	H	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1		10 (g/km) 11 (g/test)	17.0 130	2.70 17.0	2.30 20.0		10項	1200 7800		同上		
						10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	2サイクル						
						11 (g/test)	130	70.0	4.00							
54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭55.4.1		10 (g/km)	17.0	2.70	1.60		15項	同上	同上	同上		
						11 (g/test)	130	17.0	11.0							
						10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	2サイクル						
						11 (g/test)	130	70.0	4.00							
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭58.4.1		10 (g/km)	17.0	2.70	1.25		26項	同上	同上	同上		
						11 (g/test)	130	17.0	9.50							
						10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	2サイクル						
						11 (g/test)	130	70.0	4.00							
平2	V	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		10 (g/km)	17.0	2.70	0.74		29項	同上	同上	同上		
						11 (g/test)	130	17.0	7.50		2サイクル					
						10 (g/km)	17.0	15.0	0.50							
						11 (g/test)	130	70.0	4.00							
3	V	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1		10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.74	※	29項	同上	同上	同上		
						11 (g/test)	130	17.0	7.50							

10	㊦	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)		17.0	15.0	0.50	同上	2㊦㊧※	51項		2.0	500		—
					11 (g/test)		130	70.0	4.00								
					10・15 (g/km)		8.42	0.39	0.48	同上							
					11 (g/test)		104	9.50	6.00								
					10・15 (g/km)		17.0	15.0	0.50	同上	2㊦㊧						
11 (g/test)		130	70.0	4.00													
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km)		5.11	0.25	0.25	同上		74項	同上	同上			—
					11 (g/test)		58.9	6.40	3.63								
					10・15 (g/km)		17.0	15.0	0.50	同上	2㊦㊧						
					11 (g/test)		130	70.0	4.00								
17	AND ABD CND CHD DND DD	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	O10・15モード× B0.88+11 Dモード×0.12 (g/km)		6.67	0.08	0.08	同上	HCにつ いては NMCと する。	103項	同上	同上			—
					O10・15モード× B0.75+J08C Dモード×0.25 II(g/km)												
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)		同上	同上	同上	同上	同上	109項					
					J08Hモード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)		同上	同上	同上	同上	同上	124項					
21	LD LD MD MD RD RD	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上		同上	同上	同上	0.007	同上	二	同上	同上			二

- 注1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 「2サイクル」とは、2サイクルの原動機を有する自動車进行。
- 4 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）

4-50-12（略）

4-50-13 従前規定の適用㉑

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表㉑-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表㉑-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表㉑-1及び㉑-2における4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表㉑-1における4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表㉑-1〕

(1) 4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

(2) ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル4モード欄に掲げる値

					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	2㊦㊧※	51項						
					11 (g/test)	130	70.0	4.00								
10	㊦	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	8.42	0.39	0.48		61項	2.0	500				—
					11 (g/test)	104	9.50	6.00								
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50								
					11 (g/test)	130	70.0	4.00	2㊦㊧							
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平14.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km)	5.11	0.25	0.25		74項	同上	同上				—
					11 (g/test)	58.9	6.40	3.63								
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50								
					11 (g/test)	130	70.0	4.00	2㊦㊧							
17	AND ABD CND CHD DND DD	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	O B D 車 (g/km)	6.67	0.08	0.08	HCにつ いては NMCと する。	103項	同上	同上				—
					O B D II 車											
					10・15モード× 0.75+J08C モード×0.25 (g/km)											
					10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)											
	LD LD MD MD RD RD	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項	同上	同上			—
					10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)											
					10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)											
					10・15モード×0.75 +J08Cモード× 0.25(g/km)											
	LD LD MD MD RD RD	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード× 0.75+J08Cモー ド×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二	同上	同上			—
					J08Hモード× 0.75+J08Cモー ド×0.25(g/km)											
					J08Hモード× 0.75+J08Cモー ド×0.25(g/km)											
					J08Hモード× 0.75+J08Cモー ド×0.25(g/km)											

- 注1 「特殊」とは、特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車进行。
- 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3 「2サイクル」とは、2サイクルの原動機を有する自動車进行。
- 4 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成3年11月1日以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）

4-50-12（略）

4-50-13 従前規定の適用㉑

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉑の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

- (3) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値
- ア 平成19年9月1日（輸入自動車にあっては平成20年8月1日）以降に法第75条第1項の指定（型式指定番号「16000」以降）又は法第75条の2第1項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定（装置型式指定番号「G-2001」以降）を受けた自動車
- イ 平成19年9月1日（輸入自動車にあっては平成20年8月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- ウ 平成20年8月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が40%又は50%の自動車を除く。）であって、平成19年9月1日（輸入自動車にあっては平成20年8月1日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの
- (4) 4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、(3)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値〔適用表⑨-2〕
- (5) 4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (6) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④関係							ディーゼル4モード 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係		
規 制 年	識別記 号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	ディーゼ ル4 モード (%)	適用 関係 告示 根拠	光吸収係 数規制値 (m ²)	黒煙汚 染度 規制 値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継続生産 車・排気 ガス非 認証車 (輸入自動 車を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	2.76	50	40 項
昭54	K	昭44.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (rpm)	980	670	450	同上	直降式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭54.1	昭55.12.1	昭56.4.1	同上	980	670	390	同上	直降式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭54.10.1 昭55.10.1	昭55.9.1	昭56.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT	28項	同上	同上	同上	同上	同上
平2	X	平24.1.1	平24.11.1	平25.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上	AT	30項	同上	同上	同上	同上	同上
3	X	平24.11.1	同上	同上	10・15 (g/km)	2.70	0.62	0.72	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	ND	平24.10.1	平24.9.1	平24.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34	※	43項	同上	同上	1.62	40	46 項
9	NE HA DA WA DB WB DC WC	平24.10.1	平24.7.1	平24.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
14	RM HT TF XF YF ZF	平24.10.1	平24.9.1 平24.8.31	平24.9.1 平24.8.31	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	同上	76項	同上	同上	同上
17	ADB AB ABE ADB CDB CDB CDB	平24.10.1	平24.10.1 平24.8.31	平24.10.1 平24.8.31	10・15モード ×0.88+11 モード×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについて はMTCとする。	105項	25	105項 111項 128項 81項	同上	同上	同上

適用表⑨ 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④関係							4-50-1-2(1)④関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ²)	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	2.76	50	40 項
昭54	K	昭44.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (rpm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直降式						
57	N	昭54.1	昭55.12.1	昭56.4.1	同上	980	670	390	同上		20項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直降式						
61	Q	昭54.10.1 昭55.10.1	昭55.9.1 昭56.9.1	昭56.4.1 平41	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT	28項	同上	同上	同上	同上	同上
					同上	2.70	0.62	0.98	同上	AT						
平2	X	平24.1	平24.11	平25.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30項	同上	同上	同上	同上	同上
3	X	平24.11	同上	同上	10・15 (g/km)	2.70	0.62	0.72	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	ND	平24.10	平24.9	平24.4	同上	2.70	0.62	0.72	0.34	※	43項	同上	同上	1.62	40	46 項
9	NE HA DA WA DB WB DC WC	平24.10	平24.7	平24.4	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
14	RM HT TF XF YF ZF	平24.10.1	平24.9.1	平24.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ADB AB ABE ADB CDB CDB CDB	平24.10.1	平24.9.1	平24.9.1	10・15 モード ×0.88+11 モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCにスプレッドはMTCとする。	105項	同上	二	同上	同上	同上

注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車を用いる。

2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車を用いる。

3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車を用いる。

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

5 ※印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に製作されたものと並び平成 3 年 10 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成 7 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては、平成 8 年 3 月 31 日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第 28 条第 30 項関係）

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

7 新型生産車の平成 17 年規制と平成 21 年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

8 ディーゼル 4 モーダーの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。（適用関係告示第 28 条第 81 項関係）

区 分				4-50-1-2①②関係						4-50-1-1②関係			
規制年	識別番号	適用時期			測定 モード (単位)	モード別値				適用 関係 告示 根拠	光吸収係 数規制値 (m^{-1})	適用 関係 告示 根拠	備考
		新 型 生産車	旧型生産車・ 排気ガス改善 計画輸入車 (動燃区分除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM				
21	LCA、LHA LFA、LFA MFA、MFA MFA、MFA RFA、RFA RFA、RFA	平成21.10.1	平成22.9.1	平成22.9.1	I08Hモード $\times 0.25 +$ I08Cモード $\times 0.25$ (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007	二	0.50	二	

4-50-14 従前規定の適用⑩

(2) ディーゼル 4 モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成 20 年改正告示による改正前の細目告示

注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車进行。

2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車进行。

3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車进行。

4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

5 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車に於ては、平成5年3月31日）以前に製作されたものと並び平成3年10月31日（輸入された自動車に於ては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成7年8月31日（輸入された自動車に於ては、平成8年3月31日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第3項関係）

6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日より規制年を判断する。

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

別添 45 に規定する黒煙 4 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合がディーゼル 4 モード欄に掲げる値

(3) 4－50－1－1 ②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に法第 75 条第 1 項の指定（型式指定番号「16000」以降）又は法第 75 条の 2 第 1 項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定（装置型式指定番号「G-2001」以降）を受けた自動車

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40% 又は 50%の自動車を除く。）であって、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

(4) 4－50－1－1 ③の規定の適用にあたっては、(3)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

〔適用表⑩－2〕

(5) 4－50－1－2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

(6) 4－50－1－1 ②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表⑩－1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④関係						ディーゼル4モード 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係			
規制 年	識別 号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード規制値					適用 関係 示 機 関	ディー ゼル4 モード (%)	適用 関係 示 機 関	光吸 係数 規 制 値 (m ³)	黒煙 汚 染 度 規 制 値 (%)	適用 関係 示 機 関
		新 型 生産車	継続生産車・排 出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭和43.3.31以前	昭和29以前	昭和33.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
昭和54	K	昭和44.1	昭和31	昭和41	6 (170)	980	670	450	同上	直線式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭和41.1	昭和31	昭和41	同上	980	670	300	同上	直線式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭和40.1 昭和40.1	昭和39.1 昭和39.1	昭和41 昭和41	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	MT	30項	同上	同上	同上	同上	同上
平成3	Q	平成3.11.1	平成3.11.1	平成4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	30項 31項	同上	同上	同上	同上	同上
4	Y	平成4.10.1	平成5.9.1	平成6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	ND	平成6.10.1	平成7.9.1	平成8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47項	同上	同上	1.62	40	50項
10	NI HD IK WK DL WL DM WM	平成10.1.1	平成11.9.1	平成24.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
14	KN TG NG LG YG UG ZG	平成14.10.1	平成16.9.1～ 平成19.8.31	平成16.9.1～ 平成19.8.31	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76項	同上	76項	同上	同上	同上
17	ACC ADC AJC ANC CC CCC CJC CNC DCC DDC DJC DNC	平成17.10.1	平成16.10.1～ 平成22.8.31	平成16.10.1～ 平成22.8.31	10・15 モード ×0.88+11 モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HC に基づ くはNM とする	105項	25	105項 111項 128項 81項	同上	同上	同上
		平成20.10.1	平成18.11.1～ 平成22.8.31	平成18.11.1～ 平成22.8.31	10・15 モード ×0.75 + 1000 モード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					

適用表⑩ 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④関係					4-50-1-2(1)④関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係				
規制年	識別番号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 表示根拠	ディーゼル 4モード (%)	適用関係 表示根拠	光吸収 係数規制値 (m ²)	黒煙 汚染度規制値 (%)	適用関係 表示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排 出ガス非認証車 (輸入自動車を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭和33 以前	昭和29以前	昭和33以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
54	K	昭和41	昭和31	昭和41	6 (170)	980	670	450	同上	直線式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上							
						980	670	300	同上							
57	N	昭和41	昭和31	昭和41	同上	980	670	610	同上	直線式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭和41	昭和31	昭和41	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	MT AT	30項	同上	同上	同上	同上	同上
						2.70	0.62	1.26	同上							
平成3	Q	平成11.1	平成11.1	平成4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	30項 31項	同上	同上	同上	同上	同上
4	Y	平成10.1	平成9.1	平成4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	ND	平成10.1	平成7.9	平成8.4	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47項	同上	同上	1.62	40	50項
10	NI HD IK WK DL WL DM WM	平成10.1	平成11.9	平成24.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
	KN TG NG LG YG UG ZG	平成14.1	平成16.9	平成16.9	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
	ACC ADC AJC ANC CC CCC CJC CNC DCC DDC DJC DNC	平成17.1	平成19.1	平成19.1	10・15 モード ×0.88+11 モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HC に基づく NH とする	105項	同上	二	同上	同上	同上
				10・15 モード ×0.75 + 1000 モード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項						

[illegible]

- 注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車进行。
- 2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車进行。
- 3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車进行。
- 4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 5 ※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車に於ては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入された自動車に於ては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であつて平成5年8月31日（輸入された自動車に於ては、平成6年3月31日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）
- 6 排出ガス非認定車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日より規制年を判断する

4-50-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量値1.7 t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分欄に掲げる規制年次の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑤の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであらばよい。

ただし、4-50-1-1②の規定の適用に当たっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法規第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法規第49条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超過しないものとみなす。

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

- ア 平成19年9月1日（輸入自動車については平成20年8月1日）以降に法第75条第1項の指定（型式指定番号「16000」以降）又は法第75条の2第1項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定（装置型式指定番号「G-2001」以降）

を受けた自動車
イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%の自動車を除く。）であって、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの
(4) 4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、(3)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値〔適用表①-2〕
(5) 4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
(6) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表①-1 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区 分					4-50-1-2①④⑤関係					ディーゼル4モード 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係				
規制 年	識別 号	適用時期			測定 モード 単位	モード規制値					適用 関係 表示 機能	ディー ゼル4 モード (%)	適用 関係 告示 機能	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	黒煙汚 染度規 制値 %	適用関 係告示 機能
		新 型 生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 輸入自動車 (を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (g/m)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式						
						980	670	380	同上							
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	700	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上							
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	380	同上		22項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式						
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	D (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30項	同上	同上	同上	同上	同上
平3	S	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	33項	同上	同上	同上	同上	同上
5	KA	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34	※	43項	同上	同上	1.62	40	46項
9	NE HA DA WA DB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
14	HP HW TH XH LH YH UH ZH	平14.10.1	平16.9.1 平19.8.31	平16.9.1 平19.8.31	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	同上	76項	同上	同上	同上
17	ACE ADE AIE AME CEE CEI CEE ONE DOE DOE DOE	平17.10.1	平16.10.1 平22.8.31	平16.10.1 平22.8.31	10・15 モー ド>0.88 + 11 モード >0.12 (g/ km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC につ いては NHC と する	105項	25	105項 111項 128項 81項	同上	同上	同上
		平20.10.1	平18.11.1 平22.8.31	平18.11.1 平22.8.31	10・15 モー ド>0.75 + J08C モー ド>0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					
		平21.10.1	平18.11.1 平22.8.31	平18.11.1 平22.8.31	J08H モー ド>0.75 + J08C モー ド>0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	128項					

注 1 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

適用表① 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区 分					4-50-1-2①④⑤関係					4-50-1-2① ②③関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係				
規制 年	識別 号	適用時期			測 定 モード 単位	モード規制値					適用関 係表示 機能	ディーゼ ル4モー ド (%)	適用関 係告 示機 能	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	黒煙汚 染度規 制値 %	適用関 係表示 機能
		新 型 生産車	継続生産 車・排出ガス 非認証車輸 入自動車(を 除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (g/m)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式						
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	380	同上		18項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式						
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	380	同上		22項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式						
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	D (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30項	同上	同上	同上	同上	同上
平3	S	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	33項	同上	同上	同上	同上	同上
5	KA	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34	※	43項	同上	同上	1.62	40	46項
9	NE HA DA WA LB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
14	HP HW TH XH LH YH UH ZH	平14.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ACE ADE AIE AME CEE CEI CEE ONE DOE DOE DOE	平17.10.1	平16.9.1 平22.9.1	平16.9.1 平22.9.1	10・15 モー ド>0.88 + 11 モード >0.12 (g/ km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC につ いては NHC と する	105項	同上	二	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1 平22.8.31	平22.9.1 平22.8.31	10・15 モー ド>0.75 + J08C モー ド>0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					
		平23.4.1	平25.3.1 平25.3.1	平25.3.1 平25.3.1	J08H モー ド>0.75 + J08C モー ド>0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二					

注 1 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

- 2　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3　※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成7年3月31日）以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）
- 4　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 5　新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 6　ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。（適用関係告示第28条第81項関係）

適用表⑩－2　軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2⑩⑪関係					4-50-1-1⑫関係				
規 制 年	識別番号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード規制値				適 用 関 係 告 示 規 値	光吸収係 数規制値 (m ²)	適 用 関 係 告 示 規 値	備 考
		新 型 生産車	新 規 出 産 車・ 排 出 ガ ス 非 認 証 車 (輸入自動車除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM				
21	ICE, IIE LIE, IIE ME, ME ME, ME RE, RE RE, RE	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	KOH モード + KOC モード ≧0.25 (g/km)	0.84	0.002	0.11	0.007	＝	0.50	＝	

- 注1　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 2　新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

4-50-16　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成23年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩－1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩－2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑩－1及び⑩－2における4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑩－1における4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩－1〕

(1)　4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

(2)　ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル4モード欄に掲げる値

(3)　4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

ア　平成19年9月1日（輸入自動車にあっては平成20年8月1日）以降に法第75条第1項の指定（型式指定番号「I6000」以降）又は法第75条の2第1項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定（装置型式指定番号「G-2001」以降）を受けた自動車

イ　平成19年9月1日（輸入自動車にあっては平成20年8月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ　平成20年8月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

エ　排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が40%又は50%の自動車を除く。）であって、平成19年9月1日（輸入自動車にあっては平成20年8月1日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

(4)　4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、(3)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

〔適用表⑩－2〕

(5)　4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

- 2　モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 3　※印は、平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入された自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）であって平成6年8月31日（輸入された自動車にあっては、平成7年3月31日）以降に製作されたものにあっては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）
- 4　排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-16　従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑫の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

(6) 4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表②-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)②関係						ディーゼルモード 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係			
規制 年	識別 号	適 用 時 期			測 定 モード (単位)	モード規制値					適 用 関 係 保 示 機 種	ディー ゼル・4 モード (%)	適 用 関 係 告 示 機 種	光吸収 係数規 制値 (m ²)	黒煙 汚染 度規 制値 (%)	適 用 関 係 保 示 機 種
		新 型 生産車	運輸生産車・ 排気ガス用認 証車(輸入自 動車を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭和43.3.1以前	昭和42.2.1以前	昭和43.3.1以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	2.76	50	36項	
昭和54	K	昭和54.4.1	昭和53.1	昭和54.4.1	6 (11m)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭和57.10.1	昭和58.9.1	昭和58.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭和58.8.1	昭和59.7.1	昭和60.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上
63	S	昭和63.12.1	平11.1.1	平3.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	34項	同上	同上	同上	同上	同上
平成5	NB	平成5.10.1	平成6.9.1	平成7.4.1	10-15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43項	同上	同上	1.62	40	46項 50項
9	KF HB DD WD DE WE DF WF	平成9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47項	同上	同上	0.80	25	117項118項
						2.70	0.62	0.97	0.43	AT						
10	KJ HE DN WN DP WP DQ WQ	平成10.1.1	平11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67項	同上	同上	同上	同上	同上
15	RQ HX TJ XJ LJ VJ UJ ZJ	平成15.10.1	平成16.9.1 平成19.8.31	平成16.9.1 平成19.8.31	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76項	同上	76項	同上	同上	同上
17	ACF AF AF AF CF CF CF CF DF DF DF DF	平成17.10.1	平成18.11.1 平成22.8.31	平成18.11.1 平成22.8.31	10-15 モード ト×0.88+ 11 モード ト×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HC につ いては NMC と する。	105項	25	106項 111項 128項 81項	同上	同上	同上
		平成20.10.1	平成20.11.1 平成23.8.31	平成20.11.1 平成23.8.31	10-15 モード ト×0.75+ J08C モード ト×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					
		平成22.10.1	平成23.11.1 平成23.8.31	平成23.11.1 平成23.8.31	J08H モード ト×0.75+ J08C モード ト×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	128項					

注1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。

2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

適用表② 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2①②関係							4-50-1-2① ③関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係			
規制 年	識別 号	適 用 時 期			測 定 モード 備考	モード規制値					適 用 関 係 保 示 機 種	ディー ゼル4 モード (%)	適 用 関 係 告 示 機 種	光 吸 収 係 数 規 制 値 (m^2)	黒 煙 汚 染 度 規 制 値 (%)	適 用 関 係 保 示 機 種
		新 型 生産車	排気ガス用 認定車(輸入自 動車を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NO _x	PM	備考						
なし	なし	昭和43.3.1以前	昭和42.2.1以前	昭和43.3.1以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭和54	K	昭和54.4.1	昭和53.1	昭和54.4.1	6 (11m)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭和57.10.1	昭和58.9.1	昭和58.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭和58.8.1	昭和59.7.1	昭和60.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上
63	S	昭和63.12.1	平成11.1.1	平成13.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	34項	同上	同上	同上	同上	同上
平成5	NB	平成5.10.1	平成6.9.1	平成7.4.1	10-15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43項	同上	同上	1.62	40	46項 50項
9	KF HB DD WD DE WE DF WF	平成9.10.1	平成11.7.1	平成12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47項	同上	同上	0.80	25	117項118項
						2.70	0.62	0.97	0.43	AT						
10	KJ HE DN WN DP WP DQ WQ	平成10.1.1	平成11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67項	同上	同上	同上	同上	同上
15	RQ HX TJ XJ LJ VJ UJ ZJ	平成15.10.1	平成16.9.1	平成16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ACF AF AF AF CF CF CF CF DF DF DF DF	平成17.10.1	平成18.9.1	平成18.9.1	10-15 モー ト×0.88+ 11 モー ド×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HC につ いては NMC と する。	105項					
		平成20.10.1	平成20.11.1 平成23.8.31	平成20.11.1 平成23.8.31	10-15 モー ト×0.75+ J08C モー ト×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	二	同上	同上	同上
		平成22.10.1	平成23.11.1 平成23.8.31	平成23.11.1 平成23.8.31	J08H モー ト×0.75+ J08C モー ト×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二					

注1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。

2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 5 新型生産車の平成 17 年規制と平成 21 年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 6 ディーゼル 4 モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第 28 条第 81 項関係)

適用表⑫－2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5 t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2①②関係					4-50-1-1②関係				
規 制 年	識別番号	適用時期			測 定 モード (例)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	光吸収係 数規制値 (m^{-1})	適用 関係 告示 根拠	備考
		新 型 生産車	設備・体制 整備済の 輸入自動車 (除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NO _x	PM	備考				
22	SF, SF SF, SF	平22.10.1	平23.9.1	平23.9.1	KOH モード ×0.75 + KOC モード ×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009	二	0.50	二		

- 注 1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 2 新型生産車の平成 17 年規制と平成 21 年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

4-50-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑬－1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑬－2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、適用表⑬－1 及び⑬－2 における 4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25% を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

なお、適用表⑬－1 における 4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬－1〕

- (1) 4-50-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (2) ディーゼル 4 モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成 20 年改正告示による改正前の細目告示別添 45 に規定する黒煙 4 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル 4 モード欄に掲げる値
- (3) 4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値
- ア 平成 19 年 9 月 1 日(輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日)以降に法第 75 条第 1 項の指定(型式指定番号「16000」以降)又は法第 75 条の 2 第 1 項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定(装置型式指定番号「G-2001」以降)を受けた自動車
- イ 平成 19 年 9 月 1 日(輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)
- ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- エ 排出ガス非認証車(黒煙汚染度の規制値が 40% 又は 50% の自動車を除く。)であって、平成 19 年 9 月 1 日(輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日)以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの
- (4) 4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては、(3)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値

〔適用表⑬－2〕

- (5) 4-50-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (6) 4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値

適用表⑬－1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分	4-50-1-2①②関係	ディーゼル4モード 関係	4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係
-----	--------------	-----------------	------------------------------

- 4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑬の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1) ⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25% を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑬ 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分	4-50-1-2①②関係	4-50-1-2①②関係及び ⑩関係	4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係
-----	--------------	-----------------------	------------------------------

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 直噴式とは、直噴式の原動機を有する自動車を用いる。

3 平成元年規制については、直噴式の原動機を有する自動車及び車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。

4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 排出ガス非認証車のモード規制値欄中備考欄の【注5】は、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

6 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

7 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)

区分			4-50-1-2①④関係						4-50-1-1②関係				
規制年	識別番号	適用時期			測定モード ①④⑤	モード別値				適用関係 告示 掲載	光吸収係 数規制値 (m ²)	適用関係 告示 掲載	備考
		新 型 生 産 年	識別番号・ 排出ガス承認 証に輸入自動 車は除く。	輸 入 自 来 車		CO	HC	NOx	PM				
21	1G, 1H 1E, 1F MF, MF MF, MF RF, RF RF, RF	平成10.1	平成22.9.1	平成22.9.1	JDS1 モード + JDS2 モード + JDS3 (g/km)	0.84	0.02	0.20	0.009	二	0.50	二	

4-50-18 従前規定の適用⑭

ただし、適用表④－１及び④－２における４－５０－１－１②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車（法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25％を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

〔適用表⑭-1〕

(1) 4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 直噴式とは、直噴式の原動機を有する自動車を用いる。

3 平成元年規制については、直噴式の原動機を有する自動車及び車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。

4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 排出ガス非認証車のモード規制値欄中備考欄の【注5】は、4-50-1-2(2)㉔により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車であることを示す。

4-50-18 従前規定の適用⑭

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日に降付を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2①(1)③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2①(1)④の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

- (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年改正告示による改正前の細目告示別添45に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル4モード欄に掲げる値
- (3) 4-50-1-1-2②の規定の適用にあたっては、次のアからエのいずれかに該当する自動車について同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値
- ア 平成19年9月1日（輸入自動車にあつては平成20年8月1日）以降に法第75条第1項の指定（型式指定番号「16000」以降）又は法第75条の2第1項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行つて指定（装置型式指定番号「G-2001」以降）を受けた自動車
- イ 平成19年9月1日（輸入自動車にあつては平成20年8月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- ウ 平成20年8月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が40%又は50%の自動車を除く。）であつて、平成19年9月1日（輸入自動車にあつては平成20年8月1日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの
- (4) 4-50-1-1-3③の規定の適用にあたっては、(3)を除く自動車について同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値〔適用表⑭-2〕
- (5) 4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (6) 4-50-1-1-2②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値
- 適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)③関係						ディーゼル4モード 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係				
規制年	識別 記号	適 用 時 期				測 定 モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	デー ゼル4 モード (%)	適用 関係 告示 根拠	光吸収 係数規 制値 (m ²)	黒煙 汚染 度規 制値 φ	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車 (排出ガス 非認証車を 除く)	排出ガス 非 認 証 車		CO	HC	Nk	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		6 (g/m)	980	670	450	同上		17項	同上	なし	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	700	同上	直轄式	18項	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	980	670	300	同上		22項	同上	同上	同上	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	980	670	610	同上	直轄式	27項	同上	同上	同上	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	980	670	350	同上	直轄式	38項	同上	同上	同上	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		48項	同上	同上	1.62	40	50項 56項
10	KK FF RR RR DS WS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車輻射量12以下	68項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
11	KL LM DU WU DV WV DW WW	平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車輻射量12を超す	69項	同上	同上	同上	同上	同上

- 適用表⑭ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)③関係						4-50-1-2(1)④関係		4-50-1-1(2)関係及び 4-50-1-1(3)関係				
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ²)	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸入自動車 (排出ガス非認証車除く)	排出ガス非 認 証 車		CO	HC	Nk	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	平18.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	なし	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	700	同上	直轄式	18項	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	980	670	330	同上		22項	同上	同上	同上	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	980	670	330	同上	直轄式	27項	同上	同上	同上	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	980	670	330	同上	直轄式	38項	同上	同上	同上	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		48項	同上	同上	1.62	40	50項 56項
							9.20	3.80	7.80	0.96	直轄式						
10	KK FF RR RR DS WS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車輻射量12以下	68項	同上	同上	0.80	25	117項118項
11	KL LM DU WU DV WV DW WW	平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車輻射量12超	69項	同上	同上	同上	同上	同上

新旧对照表—26—

					平15.10.1～ 平22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】 車両総重量 12t超	84項 表 1号		同上	84項 表2号	同上	同上	【注4】	同上
	なし				平15.10.1～ 平23.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】 車両総重量 12t以下	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車を用いる。
3 平成元年規制については、車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。
4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。
5 モード規制値欄中備考欄の【注5】は、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
6 新生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
7 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)

適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1)③関係										4-50-1-1②関係			
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	光吸収係 数規制値 (m ²)	適用関係 告示根拠	備考
		新 型 生産車	継続生産車・ 排出ガス非 認証車(輸入 自動車を除く。)	輸 入 自動車	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	LG, LG LJ, LG MG, MG MG, MG RG, RG RG, RG	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	/	旧5 (g/kWh)	2.95	0.23	0.90	0.013	車両総重量 12t超	二	0.50	二	
	なし	/	/	/	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注2】	84項 表 1号	同上	二	
22	SG, SG SG, SG	平22.10.1	平23.9.1	平23.9.1	/	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量 12t以下	二	同上	二	
	なし	/	/	/	平23.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注2】	84項 表 1号	同上	二	

注 1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
2 新生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
3 モード規制値欄中備考欄の【注2】は、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

4-50-19 従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区 分		4-50-1-2(1)⑦関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非 認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	LN, LN UN, NA NF, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項

					平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】	84項 表 1号	同上 【注6】	84項 表 2号	同上	【注4】	同上
--	--	--	--	--	---------	----	----	----	----	----	------------	----------------	------------	----------------	----	------	----

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車を用いる。
3 平成元年規制については、車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。
4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。
5 モード規制値欄中備考欄の【注5】は、4-50-1-2(2)①により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
6 ディーゼル4モード規制値欄の【注6】は、4-50-1-2(2)②により、規制の適用が猶予されていることを示す。

4-50-19 従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区 分		4-50-1-2(1)⑦関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非 認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	LN, LN UN, NA NF, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項

同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
適用表⑦ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区 分		4-50-1-2(1)⑥の関係									
		適用時期			測定 モード (単位)	モード規制値					適用期限 告示規
		新 型 生産車	細粒化生油車・排出ガス 非認証車(輸入自動車 を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TP、LP UP、NC NL なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項
17	AEF、AFE AGE、AEE AIE、AZE GEF、GFE GIF、GIE GOF、GOE COE、COE DOE、DFE DOE、DFE	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10-15モード×0.88+11モ ード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	HCについては NMCとする。	107項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10-15モード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	J08Hモード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LFE、LFE LGE、LFE LVE、LFE MEF、MEF MEF、MEF MEF、MEF NEF、NEF NEF、NEF NEF、NEF	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10-15モード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-22 従前規定の適用⑦

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1)⑥の関係									
		適用時期			測定 モード (単位)	モード規制値					適用期限 告示規
		新 型 生産車	細粒化生油車・排出ガス 非認証車(輸入自動車 を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TQ、LQ UQ、NI ND、NE なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項
17	AEF、AEF AGF、AEF AIF、AEF GEF、GFE GIF、GFE GOF、GOE COF、COE DOF、DFE DOF、DFE	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～ 22.8.31	10-15モード×0.88+11モ ード×0.12(g/km)	4.08	0.08	0.33	0.020	HCについては NMCとする。	107項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	10-15モード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～ 22.8.31	J08Hモード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LFE、LFE LGF、LFE LVE、LFE	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～ 25.2.28	10-15モード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	0.20	0.009	同上	134項

表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
適用表⑦ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区 分		4-50-1-2(1)⑥の関係									
		適用時期			測定 モード (単位)	モード規制値					適用期限 告示規
		新 型 生産車	細粒化生油車・排出ガス 非認証車(輸入自動車 を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TP、LP UP、NC NL なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項
17	AEF、AFE AGE、AEE AIE、AZE GEF、GFE GIF、GIE GOF、GOE COE、COE DOE、DFE DOE、DFE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10-15モード×0.88+11モ ード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	HCについては NMCとする。	107項
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10-15モード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-22 従前規定の適用⑧

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1)⑥の関係									
		適用時期			測定 モード (単位)	モード規制値					適用期限 告示規
		新 型 生産車	細粒化生油車・排出ガス 非認証車(輸入自動車 を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TQ、LQ UQ、NI ND、NE なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項
17	AEF、AEF AGF、AEF AIF、AEF GEF、GFE GIF、GFE GOF、GOE COF、COE DOF、DFE DOF、DFE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10-15モード×0.88+11モ ード×0.12(g/km)	4.08	0.08	0.33	0.020	HCについては NMCとする。	107項
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10-15モード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード×0.75+J08C モード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

	MF MF MF MF MF MF RF RF RF RF RF RF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモード×0.75+J08C モード×0.25(g/kWh)	同上	同上	同上	同上	同上	二
--	--	---------	---------	---------	--------------------------------------	----	----	----	----	----	---

- 注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-23 従前規定の適用⑨

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日(車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 8 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日(車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑤の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑨ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分						4-50-1-2(1)⑤関係						
規制年	識別 記号	適 用 時 期				測 定 モード (単位)	モード規制値					適用関 係告示 根拠
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車(排出 ガス非認証車を 除く。)	排出ガス 非認証車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TR, LR UR, NE NJ, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前		なし	なし	なし	なし	なし	80 項	
	なし				平19.8.31 以前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
17	ABG, AFG AGG, AHG AVG, AZG CBG, CGG CGG, CHG CAG, CAG DEG, DFG DGG, DFG DAG, DAG	平17.10.1	平15.10.1～ 平22.8.31	平15.10.1～ 平22.8.31		JB5 (g/kWh)	21.3	0.31	2.7	0.036	HCについては MMC とする。 車両総重量 12t 超	130 項
		平17.10.1	平15.10.1～ 平23.8.31	平15.10.1～ 平23.8.31		同上	同上	同上	同上	同上	HCについては MMC とする。 車両総重量 12t 以下	同上
	なし				平15.10.1～ 平22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	HCについては MMC とする。 【注3】 車両総重量 12t 超	同上
					平15.10.1～ 平23.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	HCについては MMC とする。 【注3】 車両総重量 12t 以下	同上
21	LBG, LFG LGG, LFG LGG, LZG MEG, MFG MGG, MFG MGG, MFG RGG, RFG RGG, RFG RGG, RFG	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1		JB5 (g/kWh)	同上	同上	0.9	0.013	HCについては MMC とする。 車両総重量12t 超	二
	なし				平22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注3】	二
22	SEG, SFG SGG, SFG SGG, SFG	平22.10.1	平23.9.1	平23.9.1		JB5 (g/kWh)	同上	同上	0.9	0.013	HCについては MMC とする。 車両総重量12t 以下	二
	なし				平23.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注3】	二

- 注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

4-50-23 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑤の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

区 分						4-50-1-2(1)⑤関係						
規制年	識別 記号	適 用 時 期				測 定 モード (単位)	モード規制値					
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸入自動車(排出 ガス非認証車を 除く。)	排 出 ガ ス 非 認 証 車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TR, LR UR, NE NJ, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前		なし	なし	なし	なし	なし	80 項	
	なし				平19.8.31 以前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
17	ABG, AFG AGG, AHG AVG, AZG CBG, CGG CGG, CHG CAG, CAG DEG, DFG DGG, DFG DAG, DAG	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		JB5 (g/kWh)	21.3	0.31	2.7	0.036	HCについては MMC とする。	二
	なし				平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注3】	二

- 注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
3 モード規制値欄中備考欄の【注】は、4-50-1-2(2)①により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

3 モード規制値欄中備考欄の【注3】は、4-50-1-2(2)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があること

4-50-24 従前規定の適用④

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車〔専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表② ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区 分					4-50-1-2(1)⑥関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 示報値
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TS, LS US, NB NG, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	ABD, AFD AGD, AHD AID, AZD CDD, CFD CDD, CHD CDD, CZD DGD, DFD DGD, DHD DGD, DZD	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～22.8.31	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	6.67	0.08	0.20	0.019	HCについてはNMCとする。	107項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～22.8.31	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～22.8.31	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	LED, LFD LED, LHD LED, LZD MED, MFD MED, MHD MED, MZD RED, RFD RED, RHD RED, RZD	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～25.2.28	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

4-50-25～29 (略)

4-50-30 従前規定の適用④

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表③ ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

区 分					細目第41条第1項第17号関係						4-50-1-1①関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定 モード (単位)	モード規制値				適用関係 示報値	アイドリング規制値			適用関係 示報値	
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考		
なし	なし	平 10.9.30 以前	平 11.8.31 以前	平 12.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし		1項4号イ	
平10	BA BB	平10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	二輪車暖気モ ード (g/km)	8.00	3.00	0.10	2サイクル	85項	4.5	7800	2サイクル	88項	
						13.0	2.00	0.30	4サイクル		4.5	2000	4サイクル		
平18	JAK JBK	平18.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.0	0.30	0.15		—	3.0	1000		—	

4-50-31 従前規定の適用④

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成20年8月31日以前に製作さ

4-50-24 従前規定の適用④

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車〔専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表② ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区 分					4-50-1-2(1)⑥才関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 示報値
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備 考	
なし	TS, LS US, NB NG, なし	平17.9.30 以前	平19.8.31 以前	平19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項
17	ABD, AFD AGD, AHD AID, AZD CDD, CFD CDD, CHD CDD, CZD DGD, DFD DGD, DHD DGD, DZD	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	6.67	0.08	0.20	0.019	HCについてはNMCとする。	107項
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

4-50-25～29 (略)

4-50-30 従前規定の適用④

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成18年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表③ ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

区 分					4-50-1-2(1)②関係						4-50-1-1①関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定 モード (単位)	モード規制値				適用関係 示報値	アイドリング規制値			適用関係 示報値	
		新 型 生産車	継 続 生産車	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考		
なし	なし	平 10.9.30 以前	平 11.8.31 以前	平 12.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし		1項4号イ	
平10	BA BB	平10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	二輪車暖気モ ード (g/km)	8.00	3.00	0.10	2サイクル	85項	4.5	7800	2サイクル	88項	
						13.0	2.00	0.30	4サイクル		4.5	2000	4サイクル		
平18	JAK JBK	平18.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.0	0.30	0.15		—	3.0	1000		—	

4-50-31 従前規定の適用④

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって、平成20年8月31日以前に製作さ

れたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㊟の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2(1)②の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

区 分					4－50－1－2(1)②関係					4－50－1－1①関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用期限告示掲載	アイドリング規制値			適用期限告示掲載
		新 型 生産車	継続生産車 排出ガス非 認定車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	平 11.9.30 以前	平 12.8.31 以前	平 13.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし		1項4号口
平11	BC BD	平11.10.1	平 12.9.1	平 13.4.1	二輪車(炭素モード) (g/km)	14.4	5.26	0.14	2サイクル	87 項	4.5	7800	2サイクル	89 項
						20.0	2.93	0.51	4サイクル		4.5	2000	4サイクル	
平19	EUL EHL	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.7	0.40	0.20		—	3.0	1000		—

注 1 モード規制値欄及びアイドリング規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車のアイドリング規制値は、規制年により判断する。

5－50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5－50－1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① （略）

[軽油、光吸収係数規制]

② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあつては、光吸収係数が 0.50m¹を超えないものであること。
ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、黒煙汚染度を測定した場合に黒煙汚染度が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

[軽油、黒煙汚染度規制]

③ 軽油を燃料とする定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規制値を超えないものであること。
ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないものであればよい。
また、別添 6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。
なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 40%	光吸収係数 1.62 m ¹
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 35%	光吸収係数 1.27 m ¹
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 30%	光吸収係数 1.01 m ¹

れたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㊟の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4－50－1－1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、4－50－1－2(1)②の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

区 分					4－50－1－2(1)②関係					4－50－1－1①関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値				適用期限告示掲載	アイドリング規制値			適用期限告示掲載
		新 型 生産車	継続生産車 排出ガス非 認定車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備考	
なし	なし	平 11.9.30 以前	平 12.8.31 以前	平 13.3.31 以前	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし		1項4号口
平11	BC BD	平11.10.1	平 12.9.1	平 13.4.1	二輪車(炭素モード) (g/km)	14.4	5.26	0.14	2サイクル	87 項	4.5	7800	2サイクル	89 項
						20.0	2.93	0.51	4サイクル		4.5	2000	4サイクル	
平19	EUL EHL	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.7	0.40	0.20		—	3.0	1000		—

注 1 モード規制値欄及びアイドリング規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

5－50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5－50－1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① （略）

[軽油、光吸収係数規制]

② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて、アからエまでのいずれかに該当するものは、光吸収係数が 0.80m¹を超えないものであること。
ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、黒煙汚染度を測定した場合に黒煙汚染度が 25%を超えないときは、光吸収係数が 0.80m¹を超えないものとみなす。

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降に法第 75 条第 1 項の指定又は法第 75 条の 2 第 1 項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定を受けた自動車

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

エ 排出ガス非認証車(黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%の自動車を除く。)であつて、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあつては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

[軽油、黒煙汚染度規制]

③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）並びに定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規制値を超えないものであること。
ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないものであればよい。
また、別添 6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。
なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
ア 普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）	黒煙による汚染度 25%	光吸収係数 0.80 m ¹
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 40%	光吸収係数 1.62 m ¹
ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度 35%	光吸収係数 1.27 m ¹

エ

定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車

黒煙による汚染度

25%

光吸収係数

0.80 m⁻¹

5-50-2~4

(略)

附 則

(平成 21 年 2 月 4 日検査法人規程第 13 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 6 日から施行する。

ただし、2-21④の規定については、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別添 6-1 (4-50-1-1、5-50-1 関係)

無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

1. ~3.

(略)

4.

排出ガスの光吸収係数の測定

4.1~4.4.1

(略)

4.4.2

4.4.1 の規定による測定の結果、測定値が、次の表の左欄に掲げる値に応じ同表右欄に掲げる値（以下「閾値」という。）以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

規制値又はスクリーニング値	閾値
光吸収係数0.50m ⁻¹	光吸収係数0.40m ⁻¹
光吸収係数0.80m ⁻¹	光吸収係数0.64m ⁻¹
光吸収係数1.01m ⁻¹	光吸収係数0.80m ⁻¹
光吸収係数1.27m ⁻¹	光吸収係数1.01m ⁻¹
光吸収係数1.62m ⁻¹	光吸収係数1.29m ⁻¹
光吸収係数2.76m ⁻¹	光吸収係数2.20m ⁻¹

4.4.3~4.4.5

(略)

エ

定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車

黒煙による汚染度

30%

光吸収係数

1.01 m⁻¹

オ

定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車

黒煙による汚染度

25%

光吸収係数

0.80 m⁻¹

5-50-2~4

(略)

別添 6-1 (4-50-1-1、5-50-1 関係)

無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

1. ~3.

(略)

4.

排出ガスの光吸収係数の測定

4.1~4.4.1

(略)

4.4.2

4.4.1 の規定による測定の結果、測定値が、次の表の左欄に掲げる値に応じ同表右欄に掲げる値（以下「閾値」という。）以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

規制値又はスクリーニング値	閾値
光吸収係数0.80m ⁻¹	光吸収係数0.64m ⁻¹
光吸収係数1.01m ⁻¹	光吸収係数0.80m ⁻¹
光吸収係数1.27m ⁻¹	光吸収係数1.01m ⁻¹
光吸収係数1.62m ⁻¹	光吸収係数1.29m ⁻¹
光吸収係数2.76m ⁻¹	光吸収係数2.20m ⁻¹

4.4.3~4.4.5

(略)